

標記の件について下記のとおり公告する。

令和7年1月17日

「100億企業実行事務局」の公募について

独立行政法人中小企業基盤整備機構
企画部 部長 林 隆行
イノベーション助成グループ グループ長 工藤 勝弘

記

1. 目的

(1) 経済産業省 中小企業庁では、売上高 100 億円超の中小企業の創出を加速するため、中小企業が「売上高 100 億円を超える企業になること」及び「それに向けたビジョンや取組」を宣言・公表する「売上高 100 億円を目指す宣言」（以下「宣言」という。）のプロジェクトを立ち上げる（令和7年2月（予定））。

これを受けて、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）では、売上高 100 億円超の中小企業の創出に向けて宣言及び関連施策の普及・促進や宣言の登録・管理、宣言企業同士のネットワーク形成による成長の促進等を行う業務（以下「宣言関連業務」という。）及びそれらの宣言企業の大胆な設備投資等を促進し、物価高や最低賃金引上げへの対応、地方における持続的な賃上げを実現することを目的とした事業（以下「中小企業成長加速化補助金（中小企業成長加速化支援事業）」という。）を実施する補助事業（以下「補助事業業務」という。）を行う。

上記業務の円滑かつ効果的な実行のためには、宣言関連業務及び補助事業業務の一体的な運営が不可欠であるため、これらの業務を同時に実施する「100億企業実行事務局」を公募するもの。

業務の概要、応募方法その他の留意事項等は、以下に示すとおりであるため、それぞれ熟読の上、応募のこと。

2. 業務名

- 業務1：「宣言関連業務」
- 業務2：「補助事業業務」

3. 契約方式

- 業務1：委託契約
- 業務2：補助金交付

4. 実施内容、事業規模、応募方法、選定基準 等

当業務においては、中小企業の申請手続の利便性向上を目的として宣言申請受付と補助金申請

受付の一体的運用を行う。また、宣言は補助金の申請要件であり、その情報は補助金審査等に必要となるため、安全かつ速やかなデータ連携が求められる等、互いの業務を一体的に推進していく必要がある。

このため応募に際しては、下記「宣言関連業務と補助事業業務を一体的に推進していく取組内容」に関して、業務 1 については企画書、業務 2 については「実施体制及び事業に関する事業部等の組織に関する説明書」(以下「企画書等」という。)に、具体的な取組内容を記載するとともに体制図を記載の上、提出すること。

○宣言関連業務と補助事業業務を一体的に推進していく取組内容

- ① 中小企業の申請手続の利便性向上のための宣言関連業務及び補助事業業務の施策周知から受付、採択、成果発表等の事務手続き及びこれらに係る一体的運用に向けたポータルサイトの運営
- ② 「宣言関連業務」から取得した情報の「補助事業業務」への安全かつ速やかなデータ連携
- ③ 一体的運用に向けたスケジュール調整等

また、宣言関連業務と補助事業業務それぞれの業務の詳細については、以下も確認すること。

○業務 1 : 「宣言関連業務」業務委託先の公募について参照（仕様書・企画書作成要領）

○業務 2 : 中小企業成長加速化補助金（中小企業成長加速化支援事業）を実施する補助事業者 公募要領参照（公募要領・交付要綱）

5. 競争参加資格

本公募については、宣言関連業務と補助事業業務の一体的な運営が不可欠であるため、これに見合う体制を構築している必要がある。なお、要件は次のとおりとする。

- ① 以下の中小機構が定める競争参加資格を満たしていること。なお、共同事業体（業務 1 及び業務 2 を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）で企画書等を提出する場合は、代表者及び構成員は、全ての者が競争参加資格を満たしている必要がある。
- ② 共同事業体の代表者及び構成員は、他の共同事業体（当該企画書等における業務 1 に係る共同事業体又は業務 2 に係る共同事業体を除く。）の代表者又は構成員となることはできない。
- ③ 共同事業体で企画書等を提出する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し、提出すること。
- ④ 共同事業体で企画書等を提出するかどうかにかかわらず、業務 1 及び業務 2 のいずれの業務に対しても企画書等を提出すること。

本公募における共通の競争参加資格は以下のとおりとする。

- (1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第 2 条及び第 3 条の規定に該当する者でないこと。※詳細は当機構 HP を参照。

<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/index.html>

- (2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程 22 第 37 号）第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。※詳細は当機構 HP を参照。

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>

- (3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等（①広告・宣伝）」、「役務の提供等（③調査・研究）」、「役務の提供等（⑤その他）」のいずれかに登録された者であること。なお等級は問わない。
- (4) 現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者又は専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。
- (5) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

また、宣言関連業務と補助事業業務それぞれの競争参加資格の詳細については、以下を確認すること。
業務1・業務2それぞれ、上記（1）～（5）以外の競争参加資格が必要となるため注意すること。

○業務1：「宣言関連業務」業務委託先の公募について参照（仕様書・企画書作成要領）

○業務2：中小企業成長加速化補助金（中小企業成長加速化支援事業）を実施する補助事業者
公募要領参照（公募要領・交付要綱）

6. 業務委託期間及び補助事業の実施期限

- 業務1：契約締結日から令和10年3月31日（金曜）まで
- 業務2：補助金交付決定日から令和10年度末までを最長とする

7. 選定方法

- (1) 本公募は宣言関連業務と補助事業業務を合わせた企画競争方式にて決定する。
- (2) 企画書等の評価審査は、本業務に関して設置する「企画評価委員会」が行う。ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標以外の評価項目で、評価委員の半数以上が最低点をつけた場合、その時点で不合格とする。
- (3) 企画評価委員会における各委員による企画評価点の集計により最も高い評価を得た者を採択者として決定する。

8. 選定スケジュール

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 公募公告 | 令和7年1月17日（金曜） |
| (2) 業務説明会 | 令和7年1月28日（火曜） 14時 |
| (3) 質問書提出期限 | 令和7年1月30日（木曜） 12時 |
| (4) 質問書回答 | 令和7年2月3日（月曜） |
| (5) 企画書等提出期限 | 令和7年2月14日（金曜） 12時 |
| (6) 企画評価委員会 | 令和7年2月18日（火曜） |
| (7) 結果通知 | 令和7年2月20日（木曜） |

9. 業務説明会 開催日時等

- (1) 日時：令和7年1月28日（火曜） 14時～
- (2) 場所：オンライン開催（予定）

※業務説明会への参加登録について

参加人数の確認のため、業務説明会に参加希望の場合は、下記の担当者まで、e-mail にて、①社名、②担当者氏名・所属名・役職名、③参加人数、④連絡先を記載し、令和7年1月24日（金）12時まで連絡を受けることとする。

10. その他留意事項

- 宣言関連業務と補助事業業務は一体的な運営が必須ではあるが、宣言申請及び補助金申請の確認・審査・選考においては、それぞれ独立性を確保するものとする。
- 業務1及び業務2の詳細については、それぞれの公募資料を熟読のこと。

【本件に関する問合せ・連絡先、企画書等の提出先】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

E-mail : kasokuka-chotatsu@smrj.go.jp

業務1：企画部 成長企業支援室（担当：片山、米倉）TEL：03-5470-1511

業務2：イノベーション助成グループ 助成企画課

中小企業成長加速化補助金担当（担当：安居、稲田）TEL：03-5470-1529

この公募に関する掲載期間は、令和7年1月17日（金曜）から2月14日（金曜）12時までとする。